



変更後

十和田テクノエイドサービス

重要事項説明書

(令和2年4月1日)



(☎バーコードリーダー対応)
福祉の里 HP へリンクします

1. 当事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・事業所名 十和田テクノエイドサービス
- ・開設年月日 平成16年11月1日
- ・所在地 青森県十和田市元町西一丁目13-36
- ・電話番号 0176(21)5454 FAX番号 0176(21)1880
- ・事業所番号 0270600505
- ・電子メール annexe@fukushinosato.com
- ・ホームページ www.fukushinosato.com

(2) 福祉用具貸与事業の目的と運営方針

要介護者がその居宅において、福祉用具貸与計画に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえ適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具の貸与をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとします。

(3) 職員体制

職種	資格	常勤専従	常勤兼務	業務内容
管理者	社会福祉士		1名	福祉用具貸与業務の一元管理
福祉用具専門相談員	福祉用具専門相談員	1名		福祉用具の点検・指導・修理等

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日・日曜日、12月30日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

(5) サービス提供実施地域

十和田市、六戸町、五戸町、三沢市、七戸町、野辺地町、東北町、平内町、
横浜町、六ヶ所村 ※ その他の地域については相談によります。

2. 福祉用具貸与計画の作成

当事業所では、福祉用具貸与計画に基づいてサービスを提供します。この計画は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて作成されます。(居宅サービス計画が作成されている場合は、この計画の内容に沿って作成します)。その際、利用者・家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただきます。

3. サービスの提供手順

相談から福祉用具の搬入・返却の流れについては、別紙「福祉用具貸与の流れ」をご参照ください。

4. 利用料金

(1) 利用料

福祉用具のレンタル料金および利用者様の1割負担金額については、別添カタログ(目録)にて説明いたします。

※第1号被保険者(65歳以上)の介護保険の負担割合については、所得に応じて1割から3割に区分されます。

(2) 支払方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。お支払いは請求書到着後、30日以内にお願ひ致します。お支払の確認がとれ次第、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、①「現金払い」、②「銀行振込」、③「自動引落し」の3通りがあります。銀行振込をご利用される場合には、請求書に同封される口座名義へお願ひいたします。ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

※自動引落しは青森銀行の提供する「あおもりワイドネットサービス」とゆうちょ銀行の自動引落しの2種類があります。ご利用される方は別途申込書への記入が必要となります。詳細については別紙を参照下さい。

(振込先) 青森銀行 十和田支店 普通口座 1185253
社会福祉法人 福祉の里 十和田テクノエイドサービス
理事長 山本 孝司

5. サービスの利用・終了方法

(1) サービスの開始

まずは、お電話でお申込ください。当事業所専門相談員がお伺ひいたします。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

利用者の状態等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までにご連絡およびご相談いたします。

③双方連絡がなくても自動的にサービスを終了する場合

- ・ 介護保険施設に入所した場合
- ・ 要介護認定において非該当（自立）または要支援状態と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等については、利用者から解約をご連絡することによって直ちにサービスを終了することができます。
- ・ 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われなかった場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または、利用者・身元引受人等が当事業所や当事業所の従業員に対して背信行為を行った場合は、事業所からの連絡によりサービスを終了することがあります。

6. サービスに関する相談・苦情

(1) 事業所の苦情窓口

当該事業所に関する利用者およびご家族等からの相談・苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するため下記担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者およびご家族の方へ説明いたします。

苦情受付窓口	高橋 徹
問合せ先	0176-21-5454
受付日	月曜日～金曜日・祝日（ただし、12月30日～1月3日を除く）
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

(2) 第三者委員

当法人（社会福祉法人 福祉の里）では客観的に外部の立場から、相談・苦情・要望の解決にあたる第三者委員を設置しております。

【第三者委員】 苫米地 孝子 ・ 石山 則子

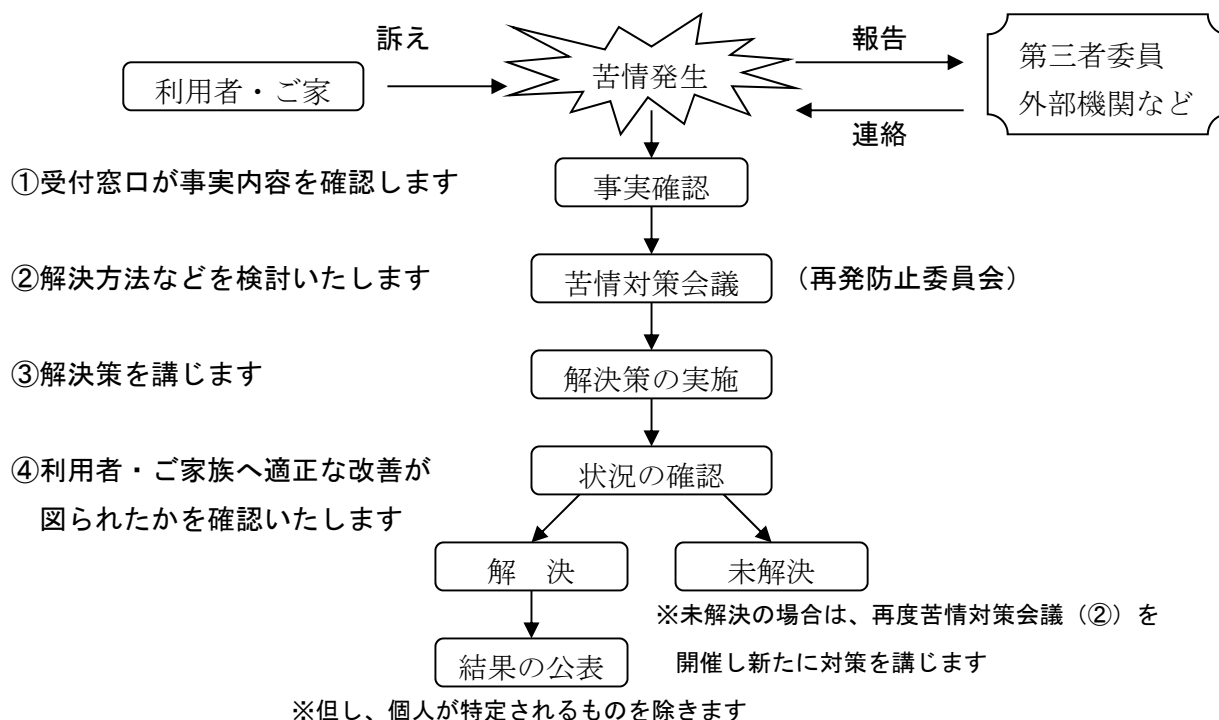
(3) 外部機関

当事業所以外に、お住まいの市町村および青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓

口に苦情を伝えることができます。

- 1 十和田市役所 高齢介護課 0176-23-5111 (内線254・255)
- 2 青森県国民健康保険団体連合会 (介護保険苦情相談窓口) 017-723-1301
- 3 青森県運営適正化委員会 (福祉サービス相談センター) 017-731-3039

(4) 苦情処理の流れ



7. 秘密保持について

当事業および当事業所の従業者または従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者およびご家族の秘密を漏らしません。

当事業所では、利用者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等において必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要最小限の範囲内で利用者またはご家族の個人情報を用います。

8. 事故発生時の対応

当事業所のサービスを利用中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況および事故に際して取った処置について記録するとともに、原因を解明し、再発防止の対策を行います。

(1) 事業所のサービスを利用中に、当事業所の過失による事故が発生した場合は速やかに損害の賠償をいたします。但し、下記の場合は損害賠償の対象とはなりません。

- ①利用者が疾病・心身状態および使用環境等レンタル商品の選定に必要な事項につい

て、故意にこれを告げず損害が発生した場合。

- ②利用者の偶然かつ突発的な体調の変化など、当事業所の提供した福祉用具貸与を原因としない理由で損害が発生した場合。
- ③利用者等が当事業所または専門相談員の説明・指示に反し、故意または過失によりレンタル商品を破損および消失した場合。

(2) 利用者等の過失による事故が発生した場合は、利用者および身元引受人に責任を持って対応していただきます。また、当事業所が損害を被った場合は、当事業所は利用者および身元引受人に対してその損害の賠償を請求いたします。

9. 法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人福祉の里の運営に関する詳細（財務内容・事業内容ほか）は社会福祉法・介護保険法の規定により随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は直接事務室までお申し出ください。

また、法人ホームページ（www.fukushinosato.com）および広報誌「広報みのり」等においても情報の公表に努めてまいります。



(別紙1)

利用者・ご家族様へ

利用料金の自動引落としサービスのご案内

平素は、当法人事業所をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
利用料のお支払い方法については、青森県内の主な金融機関からの自動引落としが出来る「あ
おもりワイドネットサービス」による自動引落としと、ゆうちょ銀行の自動引落としがご利用い
ただけます。これにより法人内で複数の事業所を利用された場合でも一括引落としでの支払い
が可能となるため、事業所毎に支払う手間が省けます。
ご利用の詳細については、下記に記載しましたのでご確認ください。

記

- 取扱い金融機関 青森銀行、みちのく銀行、青い森信用金庫、青森県信用組合、
みずほ銀行、東奥信用金庫、東北労働金庫、岩手銀行、秋田銀行、
青森県内の農業協同組合
- 引落日 毎月30日
- 手数料 1回につき100円(税抜き・お客様負担)
- 対象事業所 福祉の里のサービス事業全て
(複数のサービスをご利用の方や夫婦でのご利用の場合においても
一括引落としが可能です。)
- 申込方法 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、銀行届出印欄に押印し
たものを各施設窓口にお持ち下さい。
- 引落口座 利用者ご本人の口座、またはご家族名義の口座
- 領収書の発行 領収書については、入金確認後に郵送させていただきます。

※ゆうちょ銀行による引落としについては取扱いが若干異なります。詳細については担当職員にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

老人保健施設みのり苑	0176-25-1100
ケアハウスボナール十和田	0176-22-2211
福祉の里アネックス元町	0176-21-1888

【重要事項説明同意書】

令和 年 月 日

福祉用具貸与の提供にあたり、重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 青森県十和田市元町西一丁目13-36
名称 十和田テクノエイドサービス

説明者 _____ 印

本書面により、事業者から指定福祉用具貸与について重要事項の説明を受け、その内容について同意します。

〒 _____

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

〒 _____

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印